

地方議会議員選挙における政策ビラ頒布の解禁を求める意見書

人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、地方自治体には、かつてのように「あれも、これも」できた行政運営から、生き残りのために限られた地域資源を「あれか、これか」と、どのように使っていくかの選択をしなければならぬ厳しい行政運営が求められている。

このような日本の置かれている厳しい状況を背景に、具体的な政策を競い合う選挙への体制づくりが進み、国政選挙では2003年の公職選挙法の改正で政党の政権公約を記載した冊子の配布が可能になり、また2007年の公職選挙法改正で地方首长選挙でも政策ビラの頒布が可能となった。しかしながら、地方議会議員選挙においては、選挙運動のために政策ビラを頒布することが認められておらず、候補者の政見を有権者に対して広く伝えるのが難しい状況がいまだに続いている。

国と地方が一丸となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした持続的な社会を構築できるよう取り組む「地方創生」の重要性が更に叫ばれる中で、首长とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きく問われている。

地方創生の鍵となるのが、各自治体の地域活性化につながる自立した様々な政策であるならば、地方議会の選挙においてもそのあり方を政策本位にしていくことが欠かせない。地方議会議員選挙において、選挙期間中に有権者に対して政策ビラ等候補者の政見を記したものを配れない現状は、この趣旨から大いに逸脱している。特に、18歳まで選挙権が拡大された今、未来を担う有権者に政策を届けられないことは必ず改善されなければならない。

以上のことから、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方議会議員選挙でも公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を認めるよう、公職選挙法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月15日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣